

(租税特別措置法の一部改正に伴う調整規定)
第三十一条 この法律の施行の日が金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法附則第十九条のうち租税特別措置法第八十条第二項の改正規定中、「第八十条第二項」とあるのは、「第八十条第三項」とする。

(中小企業基本法の一部改正)
第三十二条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第二十九条第三項中、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)」を削り、及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」を、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に改め、(平成二十一年法律第八十号)の下に、「及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)」を加える。

(登録免許税法の一部改正)
第三十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第百二十五号中、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二十二條の四第一項若しくは第二項(貨物自動車運送事業法の特例)及び」、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項(資源生産性革新計画の認定)の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資源生産性革新計画の変更の認定」を削り、同表第百二十九号中、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の二第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)」、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項(資源生産性革新計画の認定)の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資源生産性革新計画の変更の認定」、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の三第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)及び」、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項の規定による資源生産性革新計画の変更の認定」を削る。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)
第三十四条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第七條を削り、第八條を第七條とし、同條の次に次の一條を加える。
(特許料等の特例)
第八條 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七條第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
2 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。
第十二條第四項及び第九項中、「昭和三十四年法律第百二十一号」を削る。
第三十五條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第五号中、「から第十号まで」を、「第九号及び第十四号」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号の前に次の一号を加える。
十四 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十三條、第十九條、第三十八條及び第五十三條の規定による債務の保証、同法第百七十七條第一項の規定による協力並びに同法第百三十三條の規定による出資その他の業務を行うこと。

第十五條第五項中、「第一項第十一号及び第十三号」を、「第一項第十号及び第十二号」に改める。
第十七條第一項第二号中、「及び同項第八号から第十号まで」を、「並びに同項第八号、第九号及び第十四号」に改め、同項第三号中、「から第十号まで」を、「から第九号まで及び第十四号」に改める。
第十八條第一項第一号中、「に掲げる業務(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七條に規定する出資の業務に限る。)、同項第十一号から第十四号までに掲げる業務」を、「から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務(産業競争力強化法第百七十七條第一項に規定する協力及び同法第百三十三條に規定する出資その他の業務に限る。)」に改め、同項第二号中、「同項第十号」を、「同項第十四号」に改める。
第二十一條第一項中、「第十号」を、「第十四号」に改める。
第二十二條第一項中、「第十五條第一項第十一号」を、「第十五條第一項第十号」に改める。
附則第八條の五第四号中、「前三号」を、「前各号」に改め、同号を同條第六号とし、同條第三号の次に次の二号を加える。
四 産業競争力強化法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十一條及び第二十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四條による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)以下「廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」という。(第二十四條及び第五十條の業務)
五 廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七條の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分
附則第十四條の表第十八條第一項第一号の項中、「同項第十四号までに」を、「同項第十七号」に改める。
(国立大学法人法の一部改正)
第三十六條 国立大学法人法の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項第六号中、「出資する」を、「対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行う」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。
七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
第二十二條第二項中、「業務」の下に、「及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するもの」を加える。

第二十九條第一項第五号中、「出資する」を、「対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行う」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。
六 産業競争力強化法第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
第二十九條第二項中、「業務」の下に、「及び同項第六号に掲げる業務のうち出資に関するもの」を加える。
(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)
第三十七條 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中(次項において、「事業所管大臣」という。))を削り、同條第三項を削り、第四項を第三項とする。
第二十五條第三項中、「認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一條第二項)を、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関(産業競争力強化法平成二十五年法律第九十八号)第百二十七條第二項」に改め、同條第四項中、「交付した」の下に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。